

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科入学者選抜実施要項

平成10年6月12日
(連合農学研究科要項等第2号)

1 趣旨

鳥取大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)入学者選抜の実施については、鳥取大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する内規(以下「内規」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

2 選抜及び選考の方法

(1) 選抜及び選考の方法は、次の入試とする。

- ア 一般入試
- イ 外国人留学生特別入試

3 入学時期

入学時期は4月又は10月とする。

4 出願資格認定審査

内規第3条に規定する出願資格認定審査(以下「審査」という。)は、次のとおり実施する。

(1) 審査書類

申請者は、次に掲げる書類を指定された期日までに研究科長に提出しなければならない。

- ア 入学試験出願資格認定申請書(別紙様式第10号) 1通
- イ 出身大学の学部長又は学長が作成した学業成績証明書 1通
- ウ 履歴書(別紙様式第2号) 1通
- エ 研究歴証明書(別紙様式第11号) 1通
- オ 研究業績書(表紙:別紙様式第12号, 修士の学位相当の論文の概要を A4判の用紙を使用し, 和文の場合は2,000字程度, 英文の場合は1,200語程度で記入すること。) 1通
- カ 研究成果資料(研究業績の基礎となる論文等。なお, 共同研究の場合は, 当該者が担当した部分を明確にした資料を添付のこと。) 1通
- キ その他必要と認めるもの

(2) 審査の時期

審査は、原則として入学者選抜試験(以下「入試」という。)の出願受付開始日の7日前までに行う。

(3) 審査方法

- ア 経歴調査は、履歴書及び研究歴証明書により行う。
- イ 業績審査は、研究業績書及び研究成果資料により行う。

(4) 認定の基準

出願資格認定の基準は、研究科委員会が別に定める。

(5) 認定の可否

出願資格認定の可否の決定は無記名投票により行い、出席委員(内規第3条第3項に規定する審査委員を含む。)の4分の3以上の賛成をもって可とする。

(6) 審査の通知

研究科長は、審査を受けた者に審査の結果を文書をもって通知する。

5 出願書類

入学志願者は、次に掲げる書類等を指定された期日までに研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|---|-----|
| (1) 入学願書(別紙様式第1号) | 1通 |
| ただし、外国人留学生特別入試を受験し入学を志願する者は、別紙様式第1号の1とする。 | |
| (2) 写真(上半身, 脱帽正面, 縦4cm, 横3cm) | 2枚 |
| (3) 履歴書(別紙様式第2号) | 1通 |
| (4) 学業成績証明書 | 1通 |
| ア 出身大学の学部長又は学長が作成した学業成績証明書(出願資格認定申請者のみ必要) | |
| イ 出身大学院の研究科長又は学長が作成した学業成績証明書(別紙様式第3号) | |
| (5) 修士課程修了証明書又は修了見込証明書 | 1通 |
| (6) 検定料(納入確認票:別紙様式第4号) | 1通 |
| (7) 修士論文等(表紙:別紙様式第5号) | 各1通 |
| ア 修士課程修了者 | |
| a 修士論文写(論文がない場合は、これに代わるもの。) | |
| b 修士論文の概要(A4判の用紙を使用, 和文の場合は2,000字程度, 英文の場合は1,200語程度) | |
| イ 修士課程修了見込の者 | |
| a 研究経過報告書(A4判の用紙を使用, 和文の場合は12,000字程度, 英文の場合は5,000語程度, いずれも図表を含む。) | |
| b 研究経過報告書の概要(A4判の用紙を使用, 和文の場合は2,000字程度, 英文の場合は1,200語程度) | |
| ウ 上記以外の者 | |
| a アに準拠した「修士の学位相当の論文」(写) | |
| b 「修士の学位相当の論文」の概要(A4判の用紙を使用, 和文の場合は2,000字程度, 英文の場合は1,200語程度) | |
| エ 上記以外の研究発表等の資料 | |
| (8) 本研究科における研究計画書(表紙:別紙様式第6号) | 1通 |
| (9) 志願理由書(別紙様式第7号) | 1通 |
| (10) 自己評価(別紙様式第8号) | 1通 |
| (11) 在職者の所属長の受験承諾書(別紙様式第9号) | 1通 |
| (12) 外国人登録済証明書(写) | 1通 |
| (13) 国費外国人留学生証明書(国費外国人留学生のみ必要) | 1通 |
| (14) パスポートの写し, 本国の戸籍謄本, 市民権等の証明書の写し(外国人留学生特別入試のみ必要) | |
| (15) 所属大学等の研究科長等以上の推薦状(外国人留学生特別入試のみ必要) | |
| (16) その他代議委員会が必要と認めるもの | 1通 |

6 主指導教員予定者及び副指導教員予定者の決定

- (1) 研究科長及び副研究科長は、出願締切後に、主指導教員予定者を決定する。
- (2) 研究科長は、主指導教員予定者に依頼し、副指導教員予定者を決定する。

7 口頭試問の方法

(1)一般入試

- ア 口頭試問は、鳥取大学大学院連合農学研究科で実施する。
- イ 口頭試問は、連合講座ごとに、委員長が主宰して行う。
- ウ 口頭試問は、修士論文若しくは修士論文研究経過報告書又は修士論文相当の論文等と研究計画書の内容をまとめて発表させて行う。この場合スライド等の使用を認める。
- エ 試問の時間は、発表30分程度、質疑応答20分程度とする。
- オ 外国人の志願者に対する口頭試問は、英語によることができる。

(2)外国人留学生特別入試

- ア 口頭試問は、3名以上(主指導教員予定者を含む各構成大学から1名以上)の口頭試問委員がテレビ会議システム等を用いて対面形式により、修士論文等の内容及び研究計画書を中心に50分程度(内容説明 30分程度、質疑その他 20分程度)実施する。
- イ 口頭試問は、出願者ごとに、委員長が主宰して行う。
- ウ 口頭試問の実施方法については、主指導教員予定者が「口頭試問実施方法届」(様式第12号)を出願時に研究科長に提出し、代議委員会において口頭試問実施方法の承認を得なければならない。

8 口頭試問の評価及び採点

口頭試問の評価及び採点は、別に定める基準に基づき行う。

9 調査書

調査書の審査は、口頭試問委員会が行う。

附 則

1 この要項は、平成10年6月12日から施行する。

2 鳥取大学大学院連合農学研究科入学者選抜実施要項(平成元年5月29日制定)は、廃止する。

附 則(平成14年2月25日連合農学研究科要項等第1号)

この要項は、平成14年2月25日から施行する。

附 則(平成16年5月14日連合農学研究科要項等第8号)

この要項は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科入学者選抜実施要項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年9月3日連合農学研究科要項等第14号)

この要項は、平成16年9月3日から施行する。

附 則(平成22年8月27日連合農学研究科要項等第号)

この要項は、平成22年8月27日から施行する。

附 則(平成23年8月26日連合農学研究科要項等第3号)

この要項は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成28年2月19日連合農学研究科要項等第8号)

この要項は、平成28年2月19日から施行する。

附 則(令和6年2月16日連合農学研究科要項等第7号)

この要項は、令和6年2月16日から施行する。